

第44回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和6年7月11日

○太田議長 ただいまから第44回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

本日、有識者構成員のうち、野坂構成員、前田構成員、川崎構成員、武構成員におかれましては、ウェブ会議システムを通じて御出席いただいております。野坂構成員におかれましては、所用のため途中で退席されると伺っております。島村構成員におかれましては、所用のため会議を欠席されるという連絡を頂戴しております。また、関係府省庁の構成員のうち、こども家庭庁の方はウェブ会議システムを通じて御出席いただいております。

関係府省庁の構成員につきましては、前回の専門委員等会議から一部変更となっておりますので、本日初めて専門委員等会議に参加される構成員の方から御挨拶をいただきたいと思っております。

まず、こども家庭庁からお願いいたします。

○こども家庭庁支援局虐待防止対策課長 本日は、公務のため、専門委員である源河真規子が欠席をしております。7月5日付で、前回まで委員でございました野村から源河真規子官房審議官に専門委員が交代しております。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、本日代理出席をしております虐待防止対策課長の野中と申します。こども家庭庁において、こどもの犯罪被害防止、また、こどもの被害者支援にしっかりと取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○太田議長 続きまして、総務省、お願いいたします。

○総務省大臣官房総括審議官 総務省の総括審議官の恩田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○太田議長 文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省大臣官房政策課長 本日、委員である官房総括審議官の淵上が欠席でございます。私は代理出席で政策課長の福井でございます。よろしくお願いいたします。

○太田議長 厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室参事官 本日、委員でございます朝川が所用により欠席させていただいております。私が代理で参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○太田議長 国土交通省、お願いいたします。

○国土交通省総合政策局次長 国土交通省の総合政策局次長の大野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○太田議長 よろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日の議事及び配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） お手元の議事次第を御覧ください。

本日の議題は2点でして、議題1が「第5次犯罪被害者等基本計画（仮称）策定のスケジュール（案）について」、議題2が「第4次犯罪被害者等基本計画の評価について」になります。

続いて、資料の説明をいたします。資料は全部で7点ございます。

資料1から3までが、1つ目の議題、第5次基本計画策定のスケジュールに関連するものになります。資料1は、第5次基本計画策定のスケジュール案になります。資料2は、第4次基本計画を見直して第5次基本計画を策定するに当たり、広く国民から要望・意見を聴取するとともに、犯罪被害者団体・支援団体を対象とした要望・意見聴取会を開催することを予定しておりまして、その要領でございます。資料3は、犯罪被害者等施策の更なる充実・強化についての議論の進め方に関する案となります。

続きまして、資料4から資料7までが、2つ目の議題、第4次基本計画の評価に関連するものになります。資料4は、第3次基本計画の評価になります。資料5は、第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況に関する資料でして、第4次基本計画開始当初の令和3年4月から令和6年5月までの実施結果、さらに、令和6年6月から第4次基本計画終期となります令和8年3月までの予定等をまとめたものになります。資料6は、第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況に対する有識者構成員からの御意見・評価をまとめたものとなります。資料7は、第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況に関する有識者構成員からの御質問と関係府省庁からの回答をまとめたものになります。

また、参考資料といたしまして、構成員の名簿を配付しております。

議事と配付資料の説明につきましては、以上となります。

○太田議長 ありがとうございました。

本日の議題としましては、ただいま事務局から説明がありましたように、第5次基本計画策定のスケジュール、それから第4次基本計画の評価の2点ということになります。

現行の第4次基本計画は、令和3年3月30日に閣議決定されまして、計画期間は令和8年3月31日までの5年間ということですので、次期計画となる第5次基本計画は令和8年4月からスタートすることになり、その前の令和8年3月には閣議決定を行う必要があります。

第4次基本計画の計画期間はまだ約1年半余りありまして、関係府省庁におかれましては、引き続き第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策及び令和5年6月の犯罪被害者等施策推進会議決定に盛り込まれました取組の確実かつ適切な推進をお願いしたいところでございます。

他方、これまでの基本計画の策定スケジュールを踏まえますと、第5次基本計画策定の作業を開始する時期になってまいりました。そこで、本日の会議におきましては、第5次基本計画策定のスケジュールとともに、第4次基本計画の評価について御検討いただきたいと考えております。

それでは、早速、議題１の「第５次犯罪被害者等基本計画（仮称）策定のスケジュール（案）について」に入りたいと思います。

本議題に関して資料１、２の内容について、事務局から説明をお願いしたいと思います。
○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）　まず、お手元の資料１を御覧ください。これは仮称となりますが、第５次基本計画の策定に関するスケジュール案になります。スケジュール全体といたしましては、前回の第４次基本計画策定時とおおむね同じ流れで作成させていただいております。

まず、令和６年７月１１日、本日になりますが、本会議におきまして、全体のスケジュールについて御了承いただき、第５次基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、７月から８月頃にかけて、国民からの要望・意見聴取とともに、犯罪被害者団体・支援団体を対象とした要望・意見聴取会を行いたいと考えております。こちらにつきましては、後ほど資料２で詳しく御説明させていただきます。

その後、９月から１２月頃にかけて、適宜、関係府省庁連絡会議等を開催いたしまして、これまで本会議で示していただいた御意見や国民及び犯罪被害者団体・支援団体から聴取した要望・意見等について関係府省庁で整理し、どのように基本計画に反映させていくかなど、検討を行う予定としております。

令和７年に入りましたら、おおむね月１回の頻度で本会議を開催したいと考えており、１月頃には、第４次基本計画の評価案の検討とともに、要望・意見聴取の整理に関して御議論をいただき、２月頃には、第５次基本計画の構成や特に検討すべき論点の案について検討いただく予定としております。

３月から５月頃には、論点の検討を３回程度、６月から９月頃には、計画案文の検討を４回程度行い、１０月頃には、犯罪被害者等施策推進会議を開催し、第４次基本計画の評価と第５次基本計画案の骨子を決定いただく予定としております。

その後、当該骨子に対するパブリックコメントを実施いたしまして、１２月から翌令和８年１月頃にかけて、パブリックコメントの結果を踏まえた検討を行い、３月には、再度推進会議を開催して、第５次基本計画案の決定をいただいた上で、閣議決定という流れとさせていただきます。

当該スケジュールについて御了承いただけましたら、このような流れで進めさせていただきたいと考えております。

また、資料１には記載しておりませんが、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律——いわゆる児童ポルノ禁止法におきまして、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証・評価を行う機関といたしまして、推進会議が規定されております。第４次基本計画策定時にも、児童買春、児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について、第４次基本計画案と一緒に推進会議において決定しております。今回も同様に対応することを考えておりますが、詳細については、また追って御相談、御報告させていただきたいと考えております。

続きまして、資料2を御覧ください。第4次基本計画の見直しに当たりまして、新たな計画となります第5次基本計画に盛り込むべき事項の検討の参考とするため、広く国民からの要望・意見を募集するとともに、犯罪被害者団体・支援団体を対象とした要望・意見聴取会を開催したいと考えております。

まず、「1、国民からの要望・意見募集」でございますが、本年7月31日から8月31日までの1か月間で、新たな計画に盛り込むべき事項に関して国民の皆様から要望・意見を募集することを予定しております。第4次基本計画策定時と同様、犯罪被害者団体・支援団体はもちろんのこと、団体に所属されていない被害者個人の方や有識者の方も含めまして、広く国民の皆様から意見・要望を聴取することとしており、警察庁ウェブサイト等で広報した上で、郵送や電子メールにおいて要望・意見を受け付けることを考えているところでございます。

続きまして、「2、犯罪被害者団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を対象とした要望・意見聴取会の開催」になります。国民からの要望・意見募集に加えまして、犯罪被害者団体・支援団体の方々を対象とする要望・意見聴取会を開催し、こちらは対面の形で要望・意見を聴取することを予定しております。開催方法といたしましては、東京会場のほか、オンラインにて実施したいと考えており、日時につきまして、東京会場は8月26日から28日までの3日間、オンラインは、平日では仕事の御都合で参加しづらい場合もあることを踏まえ、土曜日を加え、8月30日、31日の2日間と考えております。こちらにつきましても、応募は郵送や電子メールで7月16日から31日までの期間で受け付ける予定としております。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、まず、資料1の第5次基本計画策定スケジュールの案について検討したいと思います。

なお、資料3を見ていただきますと、別紙としてスケジュールが付されておまして、これは今の資料1のスケジュールを前提とした提案になっておりますので、まずは、資料1に基づきまして第5次基本計画策定スケジュールを議論し、資料3につきましては、資料3の議題を検討する際に改めて事務局の説明をいただいて検討したいと思っております。

資料1のスケジュール案につきましては、事前にいただいた御質問や御意見等は特にございませんでしたが、改めてこの場で何か御意見、御質問があるという方は挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。

それでは、この資料1のスケジュールにのっとって、今後、第5次基本計画策定の検討を進めてまいりたいと思います。

続いて、資料2の要望・意見聴取について検討したいと思います。

これにつきましては、事前に伊藤構成員から質問・意見をいただいておりますので、伊藤構成員、説明をお願いできますでしょうか。

○伊藤構成員 要望・意見募集では、広く広報することが必要ですが、他方で、第5次基

本計画に関心を持ってもらう機会ともなるので、例えば、被害者支援における多機関連携先となります弁護士会、医師会、社会福祉の職能団体、教育機関、事業所（企業）等にターゲットを絞って広報をしてもよいのではないか、そういう工夫もあってもいいのかなという事で提案させていただきます。

続いてですけれども、要望・意見聴取会では、直接その場で要望を出してもらうのでしょうか。この聴取会を通じて新たに要望等を思いついたりすることもあると思うので、募集期間を延長してはどうか。聴取会の募集期間が、もう少し長くてもいいのかなということです。よろしくお願いいたします。

○太田議長 ただいまの伊藤構成員からの御意見等について、事務局から意見がございましたらお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 御意見ありがとうございます。

まず、広報の点でございます。御指摘のとおり、要望・意見募集は広く広報することが非常に重要であると認識しているところでございます。令和元年に実施いたしました第3次基本計画の見直しに関する要望・意見募集におきましても、関係機関・団体に広く周知をさせていただいたところでございます。今回も、関係府省庁と連携して、御意見を踏まえまして、ターゲットも意識しながら、可能な限り広く関係機関・団体に周知をしてみたいと思っております。

続きまして、募集期間の点でございます。要望・意見聴取会に御参加いただく団体に対しましては、応募いただいて聴取会までに十分に検討をいただく時間を確保させていただいた上で、要望・意見書を御提出いただき、聴取会当日はその要望・意見書に沿って御発言を承る予定とさせていただいております。もちろん、聴取会の場で要望・意見書に記載がない内容につきまして新たに団体の追加の要望・意見を承ることも可能であると考えております。このような形で進めさせていただきたいと考えておりますので、事務局といたしましては、募集期間の延長については特に必要であるとは考えておらず、現状の期間とさせていただければと考えているところでございます。

○太田議長 今の回答につきまして、伊藤構成員から何かございますでしょうか。

○伊藤構成員 結構です。ありがとうございました。

○太田議長 この要望・意見聴取につきまして、何か御意見や御質問ある方がおられましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、要望・意見聴取について、事務局から提案していただいたとおりで進めていきたいと思いますので、本会議として了承するということでよいでしょうか。

ありがとうございました。

これで、資料1、2ともに本会議として了承するということにさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料3の犯罪被害者等施策の更なる充実・強化についての議論の進め方について検討したいと思います。

資料３について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 資料３を御覧ください。

先般開催しておりました「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」におきましては、資料３の下の方に参考として掲載させていただいておりますとおり、犯罪被害者等の損害回復・経済的支援等の取組について、様々な御意見をいただいたところでございます。これら御意見においては、直接的な金銭給付はもちろん、寄り添い支援の必要性など、金銭給付以外の様々な視点のほか、加害者の責任履行の重要性や様々な施策全体を通じて被害回復の状況を評価すべきではないかとの視点も示されたところでございますが、このような財政的支出を伴う各施策の更なる充実・強化を検討する場合には、その必要性や合理性についての議論に加え、財源の議論が必要不可欠ではないかと考えているところでございます。

また、財源の議論を通じて犯罪被害者等施策に関する負担の在り方を議論することは、犯罪被害者等施策に対する国民の理解を醸成することにもつながるものと考えられるところでございます。

この点、先ほど資料１で御説明させていただいたとおり、来年以降は第５次基本計画の策定に向けた具体的議論が本格化するところでございますので、その議論に先立ちまして、経済的支援に限らず、犯罪被害者等施策全体の財源の在り方について、本専門委員等会議の場において、年内に有識者ヒアリングをする機会を設けることを御提案させていただきたいと考えているところでございます。財源につきましては様々な議論があり得るところでございますが、犯罪被害者等施策の更なる充実・強化に向け、新たな視点を御提供できればという趣旨でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をいただきました犯罪被害者等施策の更なる充実・強化についての議論の進め方に関する事務局案につきまして御意見や御質問をいただきたいと思いますが、これにつきましては、伊藤構成員、正木構成員、島村構成員より御意見を頂戴してございます。

まずは、伊藤構成員から御意見について説明をお願いしますでしょうか。

○伊藤構成員 こういう施策全体の財源の在り方について検討することは賛成です。特に「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」でも民間支援団体に対する財政的支援について十分な議論ができなかったということがありまして、施策全体に及ぶ財源の在り方を検討していただきたいなと思います。ただ、実りあるものにするには難しい面もあるように思うので、議論の素材となる資料といいますか、データが欲しいということで、この点、提案させていただきます。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、正木構成員からお願いいたします。

○正木構成員 財源につきましては、我々は財源の専門家ではないのですけれども、いろ

いろいろな施策を考えるに当たって財源については避けて通れない問題かなと考えております。そうしますと、財源について議論するに当たって、有意義な実りあるものにしていかなければならないということが重要ではないかと思っております。

財源については、いろいろ検討されているわけですが、今具体的に出ているのは、例えば罰金とか課徴金とかという問題も出ておりますが、これについては賛成論と反対論があるわけですので、賛成論から意見を聞くだけではなくて、反対論の方からもしっかりと意見を聞いて判断していく必要があるのではないかと思います。それから、財源につきましては、いろいろな財源の考え方があろうかと思いますので、その点について示唆をいただけるような有識者からいろいろな意見を聞いていくことが有意義ではないでしょうか。それからもう一つ、保険については検討課題かと思いますので、この点の保険導入についての専門的な方からの意見を聞いていく必要があるのではないかと思います。

このように大変重要な会議になると思いますので、有識者を選定するに当たっては、会議の場で構成員が十分に議論をする必要があるのではないかと思います。それから、誰を呼ぶか、ヒアリングをするかということが決まった場合、我々は財政の専門家ではないわけですので、事前に勉強して臨む必要があろうかと思いますので、事前に知らせていただいて、勉強する時間を与えていただきたいということです。

もう一つは、制度が違うといえましょうけれども、北欧は犯罪被害者施策が進んでいます。そこでの財源がどうなっているかということは十分我々も勉強していく必要があるのではないかと思いますので、その辺りの勉強もできるような会議にさせていただきたいと思っています。そういう意味での有識者を選定していただきたいなと思っています。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、今の点、伊藤構成員、正木構成員からの意見につきまして、事務局からの回答をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 御意見ありがとうございます。

事務局といたしましては、財政的支出を伴うような各施策の更なる充実・強化を検討する場合には、その必要性や合理性についての議論に加えまして財源の議論が不可欠ではないかとの観点から、今回、有識者ヒアリングの機会を設けることについて御提案させていただいております。

現行の犯罪被害者等施策の予算はいずれも一般財源ですので、今回のヒアリングに当たりましては、御提案させていただいたような、各施策の更なる充実・強化の観点から、一般財源とは異なる財源を獲得している海外制度に知見のある有識者を、また、議論に先立って新たな視点を御提供するという観点から、日本の財政に関する有識者等をお呼びすることを現時点で検討しているところでございます。

ヒアリングを行うことにつきまして会議で御了承いただけるようでございましたら、いただいた御意見も踏まえまして、事務局で必要な作業を進めてまいりたいと考えておりま

す。

○太田議長 それでは、伊藤構成員、正木構成員の御意見と今の事務局からの回答につきまして意見や質問がある方がおられましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

財源のことにつきまして有識者ヒアリングを行うということについて、何か御意見がほかにある方はおられますか。

假谷構成員、お願いします。

○假谷構成員 今御回答いただいた内容ですと、お一人ではなくて、複数を考えていらっしゃるということでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） それも含めて、今御議論いただいた上で、検討させていただきたいと思っているところでございます。

○假谷構成員 ありがとうございます。

○太田議長 ほかにいかがでしょうか。

正木構成員、お願いします。

○正木構成員 今の御回答を聞いておりますと、外国については、一般財源以外の財源を取り入れているところに対する知見がある有識者ということでお話がございました。そうすると、北欧は一般財源がほとんどだと思うので、少し北欧は外れてしまうということになるのでしょうか。

○太田議長 逆に私からすると、財源については北欧というのは何の特色もないところだと思うんですけども、先ほど罰金とか課徴金とおっしゃられましたが、むしろそれだったらほかの国だと思います。なぜ北欧というのが財源に関して出てくるのかということ逆を御説明いただいたほうが回答しやすいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○正木構成員 北欧は、いろいろ犯罪被害者施策が進んでいると思うんですが、一般財源でやっておられるんです。その一般財源で北欧がいろいろな犯罪被害者施策を進めている趣旨とか、どのようにして一般財源でできているのか、そのようなところを理解したいなというところがございます。なぜ北欧は一般財源でうまく回っているのかという、一般財源にする趣旨とか、そういうところを理解したいなというところがございます。

○太田議長 なぜ特別財源ではなくて、なぜ一般財源なのかということで、いかがでしょうか。その点に関して、何かございますでしょうか。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 事務局としては、先ほどお答えしたとおり、今回提案させていただいた趣旨は、今、我が国では一般財源でやっているところ、更に施策を強化していくに当たり、一般財源以外の財源を獲得している国の先進的な例をヒアリングしたいという思いで御提案をさせていただいていますので、正木先生のおっしゃっていた、財源そのものの中で一般財源と特別な財源との関係とか、そういった大所高所のお話というのも、例えば、財政の専門家の方等からも伺いできるかなと今伺いして思っているところでございまして、また、それも含めてヒアリングの候補者を検討したい

と思っております。

○太田議長 今、財政の専門家ということと、それから海外の特に予算関係での専門家ということのお話が出ておりますけれども、その点、何かほかに御意見がある方、いらっしゃいますでしょうか。

では、この段階で本日は御欠席の島村構成員の御意見を御紹介させていただいてよろしいでしょうか。「本論点に関連しますけれども、犯罪被害者等施策の更なる充実・強化に当たっては、どの主体がどう負担するかなどの観点も含め、先立つものとして財源の議論が重要であり、今後、第5次犯罪被害者等基本計画の策定に向けて議論していくに当たっては、財政の専門家にも構成員として議論に加わっていただければありがたいと思っております。」これは構成員としてということで、今のお話として出ているのは、あくまでもヒアリングという形で1回呼びしてお話を伺うということですが、そのことも踏まえておいていただけると助かると思いますが、何か御意見はございますか。

取りあえずヒアリングとして財政の専門家及び海外の専門家の方をお呼びするということについて、何か御意見はございますでしょうか。

伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員 先ほど正木構成員から提案がありましたけれども、まさにこの有識者からヒアリングの機会を設けるに当たっては、その日に来ていただいて聞いただけだとなかなか消化し切れないことがありますので、事前に例えば資料を頂くとかして、私どもも勉強した上でその会議の場に出ると、より議論が深まるのかなと思いました。今までの経験からすると、「あっ、そうかそうか」で終わってしまうんです。そうではなくて、せっかくでするので、そこで質疑応答なりして議論を深めたい。深めるためには、前もって資料なり、こういう話が出ますということが分かっているとよろしいのかなと思いました。そのために「前もって資料を出してください」と来ていただく方をお願いするのはスケジュール的に難しい面もあるかと思いますが、その辺も含めて計画していただけるとありがたいと思いました。

○太田議長 それは先ほど正木構成員からもあったように、まずできるだけ時間的な余裕を持って事前に資料等を提供していただいて、検討した上で会議に臨みたいということでございます。少し御配慮いただけるかと思うんですが、ちなみに今、直接会ってという話が伊藤構成員からありましたけれども、正木構成員、呼ばれる方というのは、日本で北欧の財源について詳しい方は多分いらっしゃらないと思うんですけれども、被害者施策についてはおりますけれども、海外から呼ばれるということを念頭に置かれていますでしょうか。

○正木構成員 海外からでなくても、日本で知見のある方で結構です。いないですかね。

○太田議長 被害者施策の一般論については、いろいろ紹介されている方もいらっしゃいますけれども、一般財源の在り方と被害者施策について、日本の研究者で分かる方は、多分、探してみなければ分かりませんが、私の知る限りでは、いないのではないかと

思います。ただ、どなたか念頭に置かれている方があれば、そういうことをお聞きしたいのですが、特に海外の方ということではなくて、日本の方ということでもよろしいわけですか。

○正木構成員 日本の方でも結構です。

○太田議長 予算の問題もありますので、海外の方を呼ぶのも大変な面があり、オンラインもあり得るかと思います。

それでは、財源に関して有識者ヒアリングをするということにつきまして、どのような専門家の方に来ていただくかということは、今の御意見を踏まえた上で、事務局の方で検討していただくということにさせていただければと思うんですけども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

日程の問題、予算の問題、いろいろと関わってまいりますので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それで、先に紹介させていただきましたけれども、本日御欠席の島村構成員から、更にそれを超えて、構成員として加わっていただいたらどうかという御意見もあるのですが、この点について、事務局として何か御意見ございましたら、お願いできますでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局といたしましては、島村構成員の御意見を踏まえまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

○太田議長 構成員として財政の専門家というのは、どのような分野の方、財政学というのか、今の段階ではイメージするのは少し難しいんですが、これについて何か御意見ないしは御質問等はございますでしょうか。

構成員として参加するとなると、多分ずっと最後まで一緒にいていただかないと困ることになると思うのですが、財政以外の部分に関する検討の部分はその方は何も言うことがなくて参加されているということにもなりかねないような気がします。あるいは、「財政的にはそれはお金がかかります」とストップされても困るという気もするんですが、いかがでしょう。何か御意見はございますか。

正木構成員、お願いします。

○正木構成員 私も少し懸念があるというか、構成員として入っていただくのに、どういふ方が入っていただくのか分かりませんが、入っていただいた方いかんによっては、「それは財源的には難しい」ということを常に言われてしまうと、我々の議論が前へなかなか進んでいかないということになってしまって。この専門委員等会議は犯罪被害者施策の専門家の会議ですので、財源問題については避けて通れないということで、ある一定期間ヒアリングをする、意見を聞くというのはよろしいかと思いますけれども、構成員として犯罪被害者施策の専門家として入っていただくというのは、私は少し疑問に思います。

○太田議長 ほか、御意見がございましたらお願いいたします。

假谷構成員、お願いします。

○假谷構成員 私も今、正木構成員と同様で、ずっと議論に財政の方が参加されるという

のは、少し懸念はあります。

○太田議長 御意見が出ましたけれども、構成員とするということに関しては、事務局の方でまた改めてそれを踏まえて検討していただければと思います。

事務局、お願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 先ほどのヒアリングの御提案とも少し絡むのですが、もちろんいろいろな御意見の方がというところがありますけれども、我々としては、今、一般財源というものを前提にしていますので、それでできる範囲ということにどうしてもなりがちだということで、それを広げることによって、より充実した、あるいは新しい視点が何か得られるのではないかとということで、ヒアリングを御提案させていただいたところでございます。

構成員としてどうするかというのは、また、検討させていただきたいと思っております。

○太田議長 それでは、この資料3の財源の有識者ヒアリングのことについて、ほかに御意見、御質問がある方がありましたら、挙手をお願いします。いかがでございましょうか。オンラインで御参加の構成員の先生方もよろしいでしょうか。

特に、ヒアリングは不要ということではないということによろしいですね。

○正木構成員 ヒアリングはしていただきたいです。

○太田議長 分かりました。

それでは、事務局からの御提案のとおり、財源に関する有識者ヒアリングについては、実施の方向で検討しつつ、どなたを招聘するかということは、今の構成員の皆様からの御意見を踏まえて、事務局の方で検討していただくということによろしいでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） そのようにさせていただきます。

○太田議長 それでは、議題1の第5次基本計画策定のスケジュール案でございましてけれども、これまで御意見を頂戴したとおり、資料1、2、3の内容で基本的に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議題2の「第4次犯罪被害者等基本計画の評価について」に移りたいと思います。

ここでは、第4次基本計画の評価について、構成と進め方について御検討いただきたいと考えておりまして、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 基本計画の評価は、その基本計画を見直して新たな基本計画の策定に反映させることを目的として、推進会議において実施されるものでして、これまでも推進会議の補佐役を担う本専門委員等会議で評価案の作成を行ってまいったところでございます。そのため、この度も第4次基本計画を見直して第5次基本計画を策定するに当たりまして、本専門委員等会議において第4次基本計画の評価案の作成を行いたいと考えております。

お手元に資料4として第3次基本計画の評価をお配りしておりますが、これは、これから作成いたします第4次基本計画の評価案の参考としていただければと考え、お配りして

いるものになります。第3次基本計画の評価は、資料4のとおり、5つの重点課題の各項目ごとに講じられた主な施策についての評価を行い、最後に基本計画全体を総括するという形を取っております。

まず、評価の構成につきまして、事務局といたしましては、資料4の第3次基本計画の評価と同様、基本計画の5つの重点課題の各項目ごとに主な施策を抽出するなどして評価を行い、最後に基本計画全体を総括するという形でいかがかと考えているところでございます。この点、このような評価の構成の方針でよろしいかについて御意見をいただければと思っております。

また、評価の具体的な進め方につきましては、有識者構成員からいただいた御意見やこの夏に実施いたします要望・意見聴取でお寄せいただく御意見等を踏まえまして事務局で原案を作成し、先ほど御了承いただいたスケジュールに沿って御議論いただきたいと考えているところでございます。この進め方の点に関しましても、御意見をいただければと思っております。

○太田議長 ありがとうございます。

今説明があった第4次基本計画の評価の構成と具体的な進め方ですけれども、事前にいただいた御意見、御質問等は特にございませんでしたので、改めてこの場で御意見、御質問がある方がおられましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員 事務局の方で進め方について考えていただいてありがとうございます。大体それでよろしいかなと思います。

項目数が多いので、なかなか構成員としても一つずつ検討していくというのは大変かと思いますので。ただ、事務局から出されたもの以外にも、ひょっとすると、これは大事だ、この点はもっとというのが出てくるように思います。新たな被害状況も生まれておりますし、そういうことも踏まえて、構成員としても柔軟に考えて、それを事務局としても考慮していただくというやり方を取っていただけるとありがたいと思いました。

○太田議長 基本的な枠組みは事務局の説明のとおり進めつつ、内容の検討はこれから1年半かけて行うわけではありますが、その内容によっては、加筆するといいますか、これにとらわれないものがあつたらということですね。もしあれば、そういうことも加えていくという可能性があるのではないかという御意見だったと思いますが、それについてはいかがでございましょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） もちろん、事務局で原案を作成させていただいた上で、皆様の御意見を諮りながら最終の案にさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

○伊藤構成員 結構です。よろしくお願いいたします。

○太田議長 ほか、何かございますでしょうか。

それでは、特段御意見がないようでございますので、第4次基本計画の評価の構成と進

め方については、事務局案のとおり、本会議として了承するというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、第4次基本計画の評価の構成と進め方については、事務局案を本会議として了承するというにしたいと思います。今後、これまでの議論を踏まえてこの内容で進めていっていただきたいと思います。

資料1のスケジュールを踏まえますと、第4次基本計画の評価案を作成いただいて議論するのは来年令和7年の1月頃に開催予定の本会議でございますけれども、第4次基本計画の現時点における具体的施策の進捗状況について、御意見や評価をいただきたいと思います。

有識者構成員から事前にいただいた御意見や評価につきましては、資料6としてまとめていただいております。かなり膨大な量になってございますけれども、しかも各構成員の皆様にお送りしたのはたしか昨日だったということで、なかなか全部お目通しいただくのは大変だったかもしれませんが、これら有識者構成員からいただいた御意見・評価につきまして、関係府省庁から現在実施している取組等について特段のコメントがあればいただきたいと思います。コメントのある府省庁がありましたら、挙手をお願いいたします。

警察庁、お願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） いただきました評価・御意見の整理番号55番です。精神的・身体的被害の回復・防止への取組の中の55番で、太田構成員からストーカーの関係で御意見を賜っております。

以前の会議における警察庁の説明で、教育や処遇が加害者に対してどのように行われているのか把握していないということだとすると、きちんと把握すべきだ、ストーカーの加害者に対しどのような取組が警察でなされているかを把握した上で、対策を模索すべきだ、という御意見を賜ったところでございます。

これにつきまして、前回の会議でこちらから申し上げた趣旨といたしましては、お尋ねのありました加害者への受診の働きかけに関しまして、どのような基準で都道府県警が実施しているのかという具体的なその選定要件について網羅的に把握していないという御説明を差し上げたつもりでございました。

実態としては、警察においては、ストーカー加害者への対応方法あるいはカウンセリング、治療の必要性については、精神科医等の助言を受けながら、加害者に受診を勧めるなど、加害者への精神医学的・心理学的アプローチを推進しているところでございます。

実際には、各都道府県警察におきまして、ストーカー加害者に対して、リーフレット等を用いて、医療機関等における治療等が有用な場合がある旨を教示し、受診の働きかけを実施しているというところでございます。さらに、現場では、ストーカー加害者が受診に同意をした場合に、都道府県によっては、警察の方で医療機関等を推薦・選定をしたり、あるいは受診日に警察官が同行するという取組もやっているところもあるところでござい

ます。ちなみに、令和5年中におきまして、1,747人のストーカー加害者に対して受診の働きかけを行いまして、そのうち実際に176人が受診に至ったというところでございます。

また、今年3月から、全国において新たに禁止命令等を受けた加害者全員に連絡をして、加害者全員に対して治療等の有用性を教示することとしたところでございます。3月以降は、禁止命令等を受けた加害者全員に対して一律に治療等の有用性を教示することとしているところでございます。

引き続き、警察庁におきましては、現場の状況も把握しながらよりよい必要な施策を検討して推進してまいるところでございます。

○太田議長 ありがとうございます。

趣旨としては、前に伺ったのは、例えば、福岡県警の場合には精神障害を持っているストーカーにだけ働きかけをしているとか、そういう要件があり、その要件については必ずしも把握していないけれども、そもそも、今年3月から要件を撤廃して、全禁止命令対象者に対してこういった治療の働きかけというのをしているのだということで、一定の状況を把握しているということでございます。

ただ、私としては、要件だけではなくて、できれば何回ぐらいの治療費までは負担しているのかとか、そういった全体の各県警での取組というのが、多分、統一的に行っているわけではないと思いますので、今後もし分かる範囲でいろいろな情報提供をお願いできればとは考えております。

それでは、ほかの各構成員からの意見・評価につきまして、ほかの府省庁から何か特段コメントしておきたいということがあればお願いしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、有識者構成員から、第4次基本計画の現時点における施策の進捗状況について何か御意見がある方がおられましたらお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。まだ全部を御検討いただいていないかもしれませんけれども、取りあえず現在目についたところとか気がついたところで、何か意見ないしは確認がございましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

では、特に御意見がなければ、資料6の第4次基本計画の具体的施策の進捗状況に対する意見・評価につきましては以上とさせていただきますと思いますが、まだ第4次基本計画には残り1年半もございますので、関係府省庁におかれましては、今ありました御意見や評価を踏まえまして、第4次基本計画の計画期間中に更に施策を推進していただければと思います。

また、本日の会議では、資料7として、第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況に関する有識者構成員からの御質問とそれに対する関係府省庁の回答をまとめたものを事務局に作成していただいております。

この資料7の進捗状況に関する質問やその回答につきまして、何かこの場で更に確認したいこと、補完したいことがあれば頂戴したいと思いますけれども、何かございますでし

ようか。

前田構成員、お願いいたします。

○前田構成員 質問に対して丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。

先ほどの太田構成員のディスカッションを聞いていて思ったんですけれども、加害者の問題ですね。私は、質問の中では、被害者の例えば研修とか医学部の教育はどうなっていますかということを質問させてもらったんですけれども、加害者に関しては、多分全くやられていないと思うんです。

整理番号26番で質問したことですが、私が知らないだけかもしれないんですが、加害者、例えばストーカーだとか、先ほど出てきた精神障害の方に関しては、精神障害の例えば妄想に基づいたストーカー行為だったとすると、それは妄想の治療ということになりますけれども、多くはそういった形ではないと思うので、そういった研修というのはどうなっているのかなというのが一つありました。

もう一つは、一番最後の整理番号87番で質問させてもらったことなんですけれども、実態に関する調査が行われて、どのように被害者の実態の調査というのは行われていますかと、とりわけメンタルヘルスに関しては行われていますかということで、ここで厚生労働省の方から研究班でやっていますということで御返答いただいたんですけれども、これは私もよく知っている研究班で、どちらかというと、学校とか病院とかで行われている、主たる施設内虐待とか、そういったことに関する研究班なので、犯罪被害者一般の方々の調査ではないので、私が知る限り、随分前に警察庁で行われた被害者のメンタルヘルス調査がございましたけれども、ぜひ、どのような実態にあるのかなという最近のデータを知りたいなと思いました。

以上2点、質問させてもらいました。

○太田議長 まず、メンタルヘルスの調査につきましては、これは前に警察庁が実施したという話がございましたけれども、警察庁の方はいかがでございましょうか。お願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁において行いました調査の関係につきまして御説明をさせていただきます。

警察庁では、犯罪被害類型別等調査を先般行いまして、その結果について公表させていただいているところでございます。これにつきましては、犯罪被害者の方を類型別ごとに、その置かれている状況等について、ウェブを使いまして調査をさせていただいたものとなっております。その中で、精神的な状況であったり、身体的な状況であったりということも、質問に入れさせていただいて伺っているところでございます。ここで調査結果の詳細を御説明することは割愛させていただきますが、被害者の精神的な状況等も踏まえて調査が行われているというところで、御紹介させていただきます。

○太田議長 ありがとうございました。

○前田構成員 私もそれはざっと読んだことがあるんですけれども、特に「地方における

途切れない支援の提供体制の強化に関する検討会」でも話題となった、地方にどうやって落とし込んでいくかとかというところで考えていくと、知りたいのは、どんなメンタルヘルスの問題が起こるかというのはもちろん大事なんですけれども、実際にそのニーズを満たしているような治療とかケアは今どのくらい受けられているのかなということを知りたいなと思って、それは、確かなかったと思うので、実際にどんなサポートを受けたり医療を受けたりしているのかという、その辺の支援や治療の中の実態を知りたいなと思って、これはもしかしたら警察庁というか、厚生労働省かもしれませんが、そういうことを疑問に思っていました。

○太田議長 それでは、整理番号87番にもありますけれども、厚生労働省から、これ以外で何か、今のメンタルヘルスの状況及びその支援の状況とか体制とか、そういったことについて何か調査は行われているのかどうかということについて、何か情報をお持ちであればお願いいたします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室参事官 今、前田構成員のおっしゃったのは、犯罪被害者にどちらかというと特化した形で、実際にどの程度のサポートやケアを受けられているのかということについて、実態把握というものがどこまでできているかというお話だったと思うんですけれども、厚生労働省として犯罪被害者に特化した形でそういった研究事業が行われているというのは私も承知しておりません。こちらについては、警察庁の方ともよく連携をさせていただきながら、今後の課題として受け止めさせていただければというのが現時点での御回答になります。

それと、今のお話ではないですけれども、前段で心のケアについてのお話も前田構成員からあったと思います。これについては、この資料7の中の整理番号26番で前田構成員から御質問いただいております、それに対する御回答ということで書いております。ただ、今我々の方で行っている専門研修というのは、どちらかというと、犯罪被害者に対してどういうケアなり支援というものを行っていくかという視点での専門人材の育成というところになってしまっているのも、いわゆる加害者の方々に対する研修というところまでは、これは確認させていただきますけれども、まだ実態としてそこまで及んでいないのではないかなと思ってございまして、それについては、御意見をいただきながら、担当部局ともよく相談をさせていただければと思います。まだ現時点では、そういう視点で専門人材をどう育てていくかということは、そこまでは至っていないのではないかなという認識でございます。

○太田議長 前田構成員、お願いいたします。

○前田構成員 今の報告でよく分かりましたけれども、前者に関して、多分、現実的には、本当に犯罪被害者の方を診ている医療機関というのはかなり限られていると思うんです。例えば私のところなども、もうたくさん紹介されて来るんですけれども。なので、調べ方の一つとしては、病院とか診療所とか、そういった医療機関はどのくらい実際に被害者の方を受け入れているか。多くの医者は、結構、被害者と聞いただけで少し敬遠してしまう

ことも多くて、裁判に巻き込まれるとか、忙しいとか、なので、この辺りの医療機関側の実態だけでも何か知りたいなと。そうすると、厚生労働省で割とやりやすい調査ではないかなと思って、提案させていただきました。

○太田議長 厚生労働省、いかがでしょうか。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室参事官 かしこまりました。今の御指摘は、確かにそのとおりだなと思いましたので、全て悉皆的な調査というのはなかなか難しいと思いますけれども、確かに実際に受け入れている医療機関は限定的だと思いますから、そこにターゲットを絞って、具体的にどういったことが把握できるかということについては、持ち帰らせていただいて、担当部局ともよく相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○前田構成員 特に、今回、保険点数で250点、犯罪被害者に対して認めていますので、そういったものも実際どのぐらい使われているのかとか、そこら辺も、悉皆でなくて構いませんので、ぜひお願いできればと思います。

○太田議長 私から1点確認ですけれども、整理番号26番の厚生労働省からの回答で、「ひきこもり」の次に「家庭内暴力」という言葉が使われていますけれども、これは何を指されていますか。日本の場合の「家庭内暴力」というのは、かつて1970年代の使い方等があり、配偶者暴力を含めない形で使っていた関係で、ここでは何を念頭に置かれているのか、一応確認のためにお聞きしてよろしいでしょうか。この場合、誰の誰に対する暴力のことを指しているのでしょうか。今、法務省では、「家庭内暴力」というのは、基本的にこどもの親に対する暴力を関係法令で使っている関係で、配偶者間暴力というのはDVという形で使いますが、「家庭内暴力」という言葉が使われているものですから、ここら辺も、瑣末なことかもしれませんが、どういうものが対象になっているかということとの関係で、もし何か情報があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室参事官 厳密なところは担当部局に確認をさせていただければと思います。

○太田議長 分かりましたら、多分、「ひきこもり、家庭内暴力、不登校」と来ているので、いわゆる昔の使い方、今は法務省でもそうなんですけれども、こどもの親に対する暴力ということではないかなと思うんですが、対象者がどうなっているかということで、もし何か後日情報があればお願いしたいと思います。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室参事官 かしこまりました。

○太田議長 それでは、ほかの点でいかがでございましょうか。資料7の各府省庁からの回答について確認したいこと、さらに、御意見もしくは御質問等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、和氣構成員、お願いします。

○和氣構成員 質問はしておりませんが、マスコミに対してはどちらが窓口になっていたいているのかなという疑問があります。好意的なマスコミもいて、被害者支援の勉強会・

研修会に積極的に参加しているマスコミもあり理解を深めていただいております。そうかと思えば、取材を受けますと、ほとんど被害者支援のことを知らず理解をせずに被害者のもとに来られるマスコミもいるわけなんです。それによる二次被害というものが結構ありますので、そこもぜひ今後の検討課題としてマスコミにも被害者支援検討会に参加していただき、建設的に被害者支援に加わっていただくのも一つだと思っています。窓口ですとか、研修ですとか、その辺、どうなっているのでしょうか。

○太田議長 これは事務局から、よろしいでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 御質問ありがとうございます。マスコミとの関係ということでいいますと、今、定期的に研修みたいな形のものはないというのは事実でございます。他方で、いろいろ取材を受けたり、あるいは、我々がいろいろ情報提供したりする中で、いろいろと被害者のお話とかもさせていただいたりというのが実情ではございます。今後、研修のようなものを行った方がいいのではないかとということにつきましては、マスコミと我々の関係性みたいな、いろいろある部分もありますので、そういうものが可能なかどうかということについては、少し今後考えてみたいとは思っております。

○和氣構成員 事務局としては、そういう関係がいろいろおありだとは思うのですけれども、被害者側からしますと、好意的にバックアップしてくださるマスコミもいらっしゃいます。そうではない、全国紙の方々は、通り一遍のそのときだけの上辺の取材をされるところが多いです。被害者の取材に来るのに全然事故・事件の内容を調べてこなくて、「どういう事件でしたか」などという取材をする方もいるというところから、ある程度は被害者支援というものを分かった上で取材なり何なり犯罪被害者等に接していただきたいなという思いをしています。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） マスコミの方も、記者としてというか、個人なのかもしれませんが、我々が被害者遺族の方に御講演いただくような場面に一緒にいて聞いていただくという非常に熱心な方も実際たくさんいらっしゃるというのも事実でございます。ただ、マスコミの中がどのように組織的に体系立っているかというところは少し分からないところもございますので、マスコミに被害者の実情がきちんと理解いただけるようにということで、現場もありますし、我々もそうですし、努めていきたいと思っております。

○和氣構成員 ありがとうございます。

○太田議長 マスコミには報道の自由もありますので、ああしろこうしろということはなかなか難しいかと思うんですが、警察庁ですと、記者クラブ制度とか、情報提供について匿名性とか、その辺のいろいろな施策については進んでいるところであると思ひますし、悪い方の影響につきましては、これから被害者支援弁護士制度ができれば、危機介入を被害者支援弁護士が公的な財源でフォローしてもらえるとということで、多少緩和される部分はあるのかなとは考えております。

あとは内部的な規制ですかね。ＢＰＯとか、ああいうところを通じて、不適正な取材とかいうものがあれば対応していくというように、自主規制ということにならざるを得ないかと思うんですけども、それを含めた幾つかの方向からのアプローチをしていくという方法が現在の方法ではないかなとは思いますが。

和氣構成員、よろしいでしょうか。

○和氣構成員 はい。

○太田議長 ほか、ございますでしょうか。

假谷構成員、お願いいたします。

○假谷構成員 今回はたくさんの質問、意見を出させていただき、また、その御回答をいただきまして、ありがとうございます。

時間がなかったので読み返してはいないんですけども、一つ、整理番号14番、15番について、施策番号だと37番で、厚生労働省で御回答いただいているところで、いわゆる犯罪被害者の被害回復のための休暇制度ですが、実際、利用はまだまだ1.4%ということで非常に少ないというところなんですけれども、私が申し上げている趣旨は、恐らく皆さんが公務員の立場で被害に遭ったときにどう対応するのかなというところかと思っています。

これは多分、厚生労働省だけに関わる問題ではなくて、最終的には人事院の制度の改正になるのかなというところなので、あえてここで皆さんが今日御列席のときにお話をしたいと思うんですけども、私も労働組合の活動を長くやっていることもあって、その中では公務員の制度を見習って会社と交渉して休暇制度を勝ち取っていくというこのことをよくやっています。そういうことになりますと、一つのきっかけとしては、厚生労働省から「この休暇制度はどうですか」とお示しするのはよろしいんですけども、そうではなくて、公務員が手本となって公務員制度を変えると、公務員が特別休暇をつくるんだと。「こうつくりました。なので、民間の企業の皆さん、やってください」と出していただくというのが、そのようにしてほしいというのが私の趣旨であります。いわゆる公務員が手本として制度の導入を実施すべきというのがこのところになっているというところでもあります。

ですから、整理番号15番にあるような人事院の回答は、「これはもう今の公務員の制度でこうなっていますよ」というだけであって、厚生労働省がお勧めしている部分はそうではなくて、それよりもっと踏み込んで、被害者への休暇制度を導入してくださいと民間の企業に求めるということでありますので、この辺は、公務員の制度をまず変えるということをお検討いただければなと思っていますが、この辺はどうやって動いたらいいのかなというところもあるかと思っていますので、全体の指揮を執っていただく警察庁の方に今後の進め方についても御検討いただければと思っています。

○太田議長 ありがとうございます。人事院については、構成員でもない関係で、今この場にもいらっしゃらないので、今この段階で、つくります、つくりませんとかとお答えいただくのは多分できないと思いますので、ある程度御意見として賜っておいて、それを人

事院にお伝えいただくということになるのでしょうか。いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) この假谷構成員からの御質問部分は、意見・評価をまとめた資料6の方にも入れさせていただいており、人事院にも共有させていただいておりますので、御意見を踏まえ、どういう形の対応ができるのかということも含めまして、検討を相談してまいりたいと思っております。

○假谷構成員 よろしくをお願いします。

○太田議長 真面目な公務員のことでですから、自分たちで休むことをあまり提案できないということがあるのではないかなと思いますけれども、むしろ国が率先してやれば、多分民間の方にも影響があるということでございますね。そういう形で人事院の方にも御意見を伝えていただければと思います。

厚生労働省から、休暇制度について何かございますでしょうか。ここに書いてあること以外に何かございましたらお願いいたします。

○厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室参事官 大体書かせていただいたんですけども、今、現状、この休暇制度の導入状況というのは非常に低い状況がまだ続いているというのは御指摘のとおりです。我々としても、そこについては問題意識を持っております、様々なことを取組として進めているところではあるので、いつまでにどの程度ということについて言うのはなかなか難しいところでございますけれども、特に実際に犯罪被害の支援に当たられている法人の方の事例とかも取り上げて、それを周知するみたいなことも始めさせていただいておりますので、そういったことを通じて、できるだけこの実施率自体を上げていきたいと思っております。

あと、同じこの休暇制度のところについては、複数の方から御質問なり御意見をいただいていると認識しておりますけれども、その中にもございましたように、企業において実際にそれを導入する際、例えば彼らのルールをどう変更していったらいいかということについてのひな形を示すということとか、あるいは、そういった実際に規則を見直すときの支援措置みたいなところ、これはなかなか大企業とかには難しいですけれども、中小企業向けにはそういった支援措置みたいなことについても始めさせていただいておりますので、何かこれをすれば必ず上がるというものはないと思っていますから、そういったことを総合的に引き続き進めることで、とにかく少しでもこの休暇制度の実施率を引き上げていきたいと我々としては考えているところでございます。

○太田議長 今お話がありましたように、伊藤構成員からも休暇制度についてのことが出ております。何か追加でございますでしょうか。

○伊藤構成員 いいえ、結構です。

○太田議長 それでは、ほかに何かございますでしょうか。

伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 整理番号79になります。施策番号156で、ほかのお二人の構成員からも質問があったかと思いますが、矯正施設における心情等の聴取・伝達制度について、昨年の12

月から始まって、今、半年ぐらい過ぎたところかと思いますが、私の質問に関しまして、法務省から1行御回答いただきましたが、「今後、必要な検討を行ってまいりたい」ということでした。その必要な検討の中身を実は知りたかったので、具体的に、今の時点で結構ですので、お答えいただけるとありがたいと思っております。

○太田議長 法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 まだ始まったばかりでございますので、これについては、ここにありますように「蓄積された事例等を踏まえながら」ということでございますが、まだまだ事例としてはそれほど蓄積されておりません。ですので、本当にこれからいろいろなことを適切に検討していかなければならないと思っております。こういった御指摘をいただいていることを前提として、我々として、これからどういう事例が積み重なっていき、その中でどのような検討をしていかなければならないか、問題点がその中で見えてくるかと思っておりますので、そのような検討をこれからやっていきたいと思っておりますのでございまして、現時点ではこの程度になってしまうことを御容赦いただければと思います。

○伊藤構成員 分かりました。

実は私はこの制度を利用された被害者御遺族の声を直接聞く機会がありました。とても参考になったので少しお伝えしますと、その方は「この制度を利用してとてもよかった」と評価しておられました。そして「自分の心の回復につながったと思います」とおっしゃって、非常に詳しくその経緯を語っておられたんです。その中には、矯正施設の方々がとてもよく準備されたんだと思うんですけども、話をとても丁寧に聞いてもらえた。それが自分の回復につながったというのをはっきりと語られていました。その方のお話をずっと伺っていて、私は2点ほど気づいた点がありました。

一つは、その方がそのように捉えることができたのは、矯正施設での対応だけではなくたということです。その方は、例えば民間支援センターにつながっていました。そして、臨床心理士のカウンセリングを受けることができていました。もう一つは、自助グループともつながっておられた。そういう条件があった上で、この制度を利用して、自分なりに消化できているんだなと思いましたので、この制度が、矯正施設だけで、矯正局だけで独り歩きするのではなくて、今申し上げたような形で多機関連携ということを考えていただきたいなと思いました。ですので、被害者お一人の、また、矯正局だけの対応で、回復につながっていくわけではないんだということです。だから、その辺は事例を積み重ねていくことで明らかになっていくと思うのですが、仕組みとして、今言ったような機関と連携が取れるような体制を早くから考えておくのも必要だろうなと思いました。それからもう一つは、その制度を利用された御遺族の方がおっしゃっていたことです。今回その刑務所の担当者が非常によくしてくれたけれども、担当者の心のケアが必要ではないですかというところまでおっしゃっていました。被害者の方の話の内容には重いものがあります。それを慣れない刑務所の担当者の方々が受け止めるということを今一生懸命やっておられて、

研修も重ねて臨んでおられるんだと思うのですが、担当者の心のケアも考えていく必要があると思いました。

これはほかの機関にも通じることですけれども、二次受傷と言ったり、共感性疲労と言ったりしますけれども、そういうことも含めてこの制度をいいものにしていくためには、何かしらの仕組みが、スーパービジョンが必要なこともあると思います。精神科医のスーパービジョンがすぐ受けられるとか、スーパービジョン体制を施設内でつくっておくとか、その点まで考えて、この制度をいいものにしてほしい。

その際、被害者のプライバシー云々、秘密保持と持ってこられてしまうと、もう何も言えなくなってしまうということがあって、こういう制度をいいものにして、本当に被害者の方の回復につなげていくためには、オープンにできることはしてあって、協力体制を築くという姿勢もぜひつくっていただきたいなと思っております。

私の個人的な感想ですけれども、この制度は導入されたばかりで、関心を持っている方も多いと思いますので、第5次計画に向けて更に具体的な検討をしていただきたいと思います。

○太田議長 法務省から何かございますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 本当に貴重な御意見をありがとうございます。

今、少しお褒めいただいたところもあって非常にありがたく思っておりますが、また問題も出てくるかもしれません。そういったことについて一つ一つしっかりと受け止めて、しっかりと検討した上で、これからも良い制度にしていきたいなと思っております。

また、多機関連携ということではいいですと、もともと、全体の連携ということではいいですと、警察庁を筆頭に、多機関が連携していくという、これをまさにやっていかなければならないと思っています。それで、被害者の方については、いろいろな方が関与していくというのは、これは全体の中でやっていかなければならないことではございますので、矯正局としても、その一部として、被害者の方を囲む一部として動いていく中で、多機関と連携するということは当然の前提となっていくのかなと思っております。

その上で、まだ対応者の心のケアということまで十分できているとは思っていません。それは私の認識でございますが、そこは貴重な御意見をいただいたのかなと思っています。

○伊藤構成員 恐らく、矯正施設の体質として、そこまでなかなかまだ行っていないのではないかと思いますので、でも被害者支援においては担当者の心のケアも大事なことで、御検討いただけたらと思っております。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

○太田議長 私が法務省に代わって答弁する必要は全くないんですけれども、今の点につきましては、矯正局でこの制度の実施の前に1年間検討する検討会があったんですけれども、そのメンバーとして全国被害者支援ネットワークの理事長の椎橋先生もお出になられていまして、制度を利用した後に被害者の方が受刑者から通知を受け取りますが、内容も

いろいろな可能性がありますので、心のケアをしたほうがいいだろうということで、被害者センターとの連携といったものもネットワークとしては考えていきたいということをおっしゃられておりましたので、一応そういう意識は多分矯正局の方はお持ちであると思います。

あと、担当の刑務官の方は、研修の中でも、あまり個人でやると負担が重くなるので、チームできちんとやることみたいな議論は出ていましたので、ある程度問題意識としては持っていてもらえるのではないかと、お話を伺いながら思いました。

ただ、今のお話にありましたように、第5次計画をつくる直前に、制度施行からちょうど1年になりますので、そのときまでの情報をまとめて我々に提供されても、第5次計画に反映できないものですから、できればある程度の段階で情報をまとめて頂きたいと思います。個人情報を出せないと思いますが、内容をデフォルメしてどういうケースがあったのかということを提供していただけると、今後の第5次計画の参考になるかなと思っています。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それがどこまで出せるかについては、また検討してみたいと思いますが、詳細なところまで出せるとは少し思えないんですが、どこまで出せるかは検討してみたいと思います。

○太田議長 ありがとうございます。

○伊藤構成員 被害者の方々の中には、関心を持っておられる方も結構おられると思います。ですので、いい制度にしていけないといけないと思っています。

○太田議長 いろいろな事例を矯正局も法務局も含めて情報収集して検討していただけるといいなと思っています。

武構成員、お願いいたします。

○武構成員 私も、そのことで少し気がついたことを話したいと思います。私も矯正局の担当者に話をした遺族の人と話をしているのですが、「もう本当に行ってよかった」「担当の人が一生懸命に話を聞いてくださったし、対応もとてもよかった」と言っていました。そして、その後にその方のニュースが流れたのですが、新しい制度を使って、遺族の人は意見が言えて本当によかったとのことだけの、いい話だけが取り上げられていました。実際は、その遺族の人は、何日も前から寝られずに必死の思いで行っていたのです。

加害者のことを考えると苦しくつらい思いを抱えていて。でも被害者であるこどものためだと思い一生懸命に話をしたのです。そして、それが加害者にどう伝わるかの不安も抱えていました。でも、そんな思いが担当者の人に伝わっているのか理解してもらえているかが心配になります。新しい制度を使ったから、それで良かったということではないのです。私は、被害者が一度話しをしたことで、加害者の気持ちが変わるとは思えません。その被害者の思いを担当者が理解して、加害者にどう伝え、どう教育に生かすかがとても大切なことだと思うからです。そこをしっかりとっていただきたいと思います。報道されたように新しい制度ができると、ああ制度を使ってよかったと終わってしまうのではないか

とすごく心配になります。本当はそこからは始まりだと思うのです。報道などを見ていると遺族の人は、とてもいい人だなと思ってしまいます。私もインタビューを受けるときにそうだったのですが、本当は抱えている苦しさや加害者に対しての怒りや憎しみ、法律に対しての怒りがあるわけですが、そんなことを言っているのかと躊躇してしまう自分がいました。でも、自分の正直な気持ちを伝えなければ何も変わらないと思い直すのでした。

だから、関係者の方、教官の方たちは、被害者の思いをしっかり聞き、受け止めて、それをどう使っていくのがよいのかをとこれから考え続けていただきたいと思います。

それともう一つ、いいでしょうか。更生保護のことでも一つ気がついたことがあります。私はいろいろなところに出かけていて、保護司の方とお会いすることも多いのですが、まだまだ被害者のことはしないという意識が高いように感じます。ある場所に行ったときに、その地域の取りまとめをされているような保護司の方と話をしたところ、「被害者のことは無理ですよ」ときっぱり言われてしまいました。「でも、これからは被害者のことも考えなければいけなくなりますよね」と私は言ってみたのですが、「いや、それは無理ですね」と、また、強い口調で言われてしまいました。だから、まだまだ保護司の方、もしかしたら保護観察官の方でもそうかもしれないのですが、被害者のことまでは自分たちがする仕事ではないという意識をまだ持っている人がいるような気がしています。もしかしたら多いのかもしれないです。だから、そこちゃんと周知するというか、そういう研修を重ねていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○太田議長 今、2点ございましたけれども、法務省、何かございますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 貴重な御意見ありがとうございます。本当に事例の蓄積を踏まえて、我々としては、安定的な運用、被害者の方にしっかり寄り添った制度にしていければなと思っていますところでございます。

○太田議長 それでは、ほか、滝沢構成員、お願いします。

○滝沢構成員 資料7において、第3の刑事手続への関与拡充への取組のところ、假谷構成員から具体的な刑事事件に関連した多くの質問が出ております。このような質問が出てくる原因の一つには、法曹に対する周知が十分ではないのではないことにあるのではないかと考えるところです。この点につき、資料6の整理番号46番の施策番号68に関連する太田構成員の御意見・評価にあるとおり、法科大学院において将来法曹となろうとする学生に対する取組を行っていくことが重要であり、資料6の太田構成員の指摘を実現することは必要なことと考えております。御対応いただくのは恐らく文部科学省になるのではないかと思いますけれども、この部分は国民の理解の増進と配慮・協力への過去の取組にも通じるところがあるかと思いますので、御検討いただけるとありがたいと思っております。

○太田議長 文部科学省から何かございますでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課長 今の御意見を担当課の方にお伝えしておきたいと思います。

○太田議長 私も意見を出させていただいていますけれども、これから被害者支援弁護士

制度も始まりますので、その母体となる、母集団となるロースクールの学生たちに対して、きちんと被害者の抱える現状、それから支援の意義、内容について伝えていくということが重要ではないかなと思っております。

では、私から1点、よろしいでしょうか。

整理番号45番に関して、今報道等でお聞き及びの方も結構いらっしゃると思いますが、殺人の御遺族の方が、加害少年が不定期刑の仮釈放になって出てきて、ばったり町で見かけたという事案があり、法務大臣にも要望書が提出されました。これは過去にも他に具体的な事案がありました。回答にもあるように、一般論としては、一応、生活環境調査の一環として、帰住調整で、被害者のいる地域の方にはできるだけ帰住させないようにするという配慮もしますし、それから保護観察の転居に際してもそういった配慮はするという事になっているんです。けれども、海外のようにかなり物理的に規制するという方法が日本ではないために、実際にはケースでいろいろな話を聞いてみますと、被害者は隣町に住んでいるけれども、隣町だったらいいかということで帰住させてしまうようなケースはあるようには伺っています。一応、現状として、個々の委員会、それから保護観察所の裁量ということになっているんですけれども、場合によっては、社会復帰の帰住先、要するに引受人の所在地とか、そういう社会復帰の点から、やむを得ず被害者の所在地若しくは居住地からそんなに遠方でないところに帰住させることが可能性としてはある。そういう認識でよろしいでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 一般論としてしかお答えできないところでありますが、必要に応じて他のところにはできればということではありますが、我々の認識としては、必ずしもそれを強制できるわけではないという議長御指摘のとおりでございます。その中で、我々としては、運用上できる限りの努力をしていきたいということが申し上げられる程度かと思えます。

○太田議長 ありがとうございます。私としては、こういった現状、実際に遺族が加害者とばったり生活圏の中で会ってしまうということは、最大の二次被害の一つではないかなと思っております。こういったことを単に裁量ということだけで任せていいのかどうかということも含めて、どういう形で第5次計画に反映させればいいのかということは考えていきたいと個人的に考えているところでありますので、皆さんに少し問題提起だけさせていただければと思います。

それでは、そろそろ時間になってまいりましたが、ほかに、この際このことだけは聞いておきたいということがございましたら、お願いいたします。

正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 今の点に関連してですが、性被害の関係で、被告人が、これは執行猶予になることが見えていたのですけれども、被告人に対して、質問をして郷里に帰るという供述をして、郷里に帰ることを条件とする形で執行猶予になったんです。ところが、その後、保護観察所が郷里に帰らなくてもいいということを許可してしまい、執行猶予になって拘

置所から出て、結局最終的に元の住所に住んでいる。だから、被害者の本当に近くに住んでしまったという事例が実際にあったんです。私も関与した事件なんです。これはちょっと私は保護観察所の対応がどうなのかなと思ったところがあるのですけれども、今ここでお聞きしても答えは返ってこないんだろうと思いますけれども、その辺、保護観察所の対応等々はこれから少しお考えになっていただいた方がよろしいのではないかなと思った事件がございましたので、紹介させていただきます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 我々は一般論としてしか申し上げられないところでございますが、今そういった御意見をいただいたことは、担当の保護局にもしっかりと伝えていきたいと思います。

○太田議長 私の知っているケースも、当時の強姦罪の被害者が町でばったり加害者と会ったという、まさにセカンドレイプの最悪の事態だと私は思いましたので、そのケースとは多分違うと思うんですけれども、そういうことが実際にあるということは前提として議論していかなければいけないなとは思っております。

それでは、更に第5次基本計画を策定する上でどうしても確認をしていきたいということや意見があれば、事務局の方にお送りいただければと思います。

このような進め方でよろしいでしょうか。

それでは、事務局から、意見の提出について何か補足がございましたらお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 今、太田議長から御案内がありましたとおり、追加で御意見等がございましたら事務局までお寄せいただければと思っております。追加の御意見等をいただくタイミング等につきましては、また追って御連絡させていただきます。

○太田議長 それでは、これで本日予定されました議題は全て終了ということになりましたけれども、最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 次回会議の日程等につきましては、検討させていただいた上で、内容も含めまして、追って連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○太田議長 ヒアリングを実施する場合の本会議については、また追って別途、その前の段階で招集して開催ということになるということでございますね。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 本日、財源に関する有識者ヒアリングを行うこと自体は御了承いただけたと認識しておりますので、予定しておりますとおり、9月から12月頃のどこかのタイミングでヒアリングを行う方向でこれから進めていきたいと思っております。日程や内容等につきまして、先ほど申し上げましたように、追ってまた御連絡させていただきたいと思っております。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第44回基本計画策定・推進専門委員等会議を終了いたします。本日はありがとうございました。